## 第2次再審請求 いよいよ決まる!

### 小野康人氏の一件を突破口に

### 新資料"は「細川論文」

『改造』昭和17年8、 「世界史の動向と日本」

### 弁護団も横浜弁護士会の 若手を加えて新たに編成

式論理』を打ち破るべく、

へ向け、「新資料」

そこで、原告団と弁護団、

」事務局では、裁判所の

つとめてまいりました。

そこで発見された未見の資料 とくに米国留学中の古関 新資料《発掘には、 (専修大)、 研究者にご協力いただき 議会図書館等で調 古関彰 獨

1993.12.10

☎03-3291-8066

念ながら今も発見できていませ

弁護団

●さる九 決定を行 [事務局] 三月 〒101 東京都 千代田区猿楽町  $\overline{\mathsf{H}}$ 1 - 4 - 8最高裁 松村ビル402

力の一

現存する資料で第二次再

する会」事務局では、

資料発掘

審請求の壁を打開する道はないもの

か、と検討を続けてまいりました。

最高裁の決定は、

横浜

人氏

その中で注目されたのが、

への悲願を頭から黙殺した、

の形式論理に終始するも

運にも、予審終結 小野康人氏のケースに限ってみれば どが残されております。 め審理のしようがない」というも 大の棄却理由は「一件記録 こんにちの裁判所といえども、 第一 同氏に対するぼう大な訊問調書な 細川嘉六氏の問題の論文、 次再審請求での裁判所 の一件記録でした。 しかし小野さんの場合、 そう考えて、 判決書 したがって、 がな 0

·度会費 (年会費 口=11,000円) をどうぞよろしく!

新

年

ひきつづきご支援をお願

い

ます!

### 虚構 小野さんを『突破 の事件を突き崩す 口

審請求は、 があります。 うことになります 0 方々ー さん一人につ てなされました。それが今回は小 たわけですが、 こうして第二次再審請求に踏み切 平館利雄、 木村亨、 小野さんのほか次の八名 青山鉞治、 というのは、 いての 和田喜太郎さんによ 小林英三郎、 再審請求とい Ш 田寿、 大きな問題 第一次再 畑中繁 Ш H

しかしこれについては、 小野 康



さんの一 名にのぼります。 氏名が判明しているだけ ではありません。 かうということで合意され もともと横浜事件は、 件を一突破 事件の 口として」 被害者数は 個人の事件 でも約六〇 ました。 たた

待したさいのスナップです 者や編集者を郷里の富山県泊町に招 17 上の一枚の写真でした。これは昭和 年7月、 事件拡大のカギとなっ 細川嘉六氏が親しい研究 たの が、 は、 左

> 建」の ちあげ、 写真をもって特高警察は ったのでした。 「泊会議」 一挙に検挙者を拡大して 0) "証拠"にでっ 共産党

になり、 まさに全体の突破口 道も開かれます。 事件全体が虚構だったことが明らか が第二次再審請求で明白になれば、 いますが、この小野さんの この写真には小野 他の関係者の 小野さんの勝利が になるのです。 康人氏も写って "無実"への 無実

0

記載

# 審請求

### 奇 小 野「原判決」にみる 一妙な一脱落

順を追って読んでくださ 行うのか。 なります。 立てられた論理構成は、 一構造 では、 によって第二次再審請 いかなる「新証拠 多少煩雑になりま 大川弁護士を中心に組み 次のように Ł す 求を かず

昭 和20年9月 敗戦の日からちょうど一カ月後 15日の日付のある小野

> さん 判 ています。 決は は次の2点の 0) 判決を下す 懲役2年、 判決」 が現 犯罪事 根拠として、 執 存してい 行猶予3年 実 を挙げ ます 判決

- (1)月号に掲載された細川嘉六執筆 論文 夫人に対し、 校正を行ったこと。 雜誌 細川嘉六が検挙され 「世界史の 改造 二〇円の見舞 昭 和17 動 向 た後、 年. と日 8 本 細 9
- (2)金を贈ったこと。

となっ では、 ①被告人の当公判による供 「証拠」を挙げています。 たのは これら「 何か。 犯罪 判決書は次の 事 実 0 証 4 拠

②被告人に対する予審第四 本件記 予審第四 調書の記 録 編 載 被告人訊 綴 0 相 JII 問 博 調書謄本 に対する П 訊 問

れたというの 小野判決の論理構造というわけです この4点にわたる「証拠」 ④被告人に対する司法警察官 (1) 六回訊問調書の記載 (2) Ø が、 犯罪事実」 横浜事件における が立証さ 第

ることをよく知っていながら、 みると、奇妙なことに気がつきます。 たということですが、これは、 載を支持し、 犯罪事実の(1)は細川論文を校正し そこで改めてこの論理構造を見て という意味です。 「共産主義的啓蒙論文」 かつ校正作業を行 その

は① のものが てはならないのに、 それならば当然、 4 拠 証拠 "違法性》 になく、 É 白 として取 まず だけ が証明されなく かわりにあるの かんじんの論文 なのです。 細 り上げら 川論文そ "若い事務局"

### り裁判所は、 リにより細川氏は検挙された)。 たからです 新弁護団 大川弁護士を中心に (後に陸軍報道部の横や この論文の違法性を証

# 証拠にしなかったか

なぜ「細

川論文」を

雑誌も通常通り発売されたものだっ けです。 他者のものとしてはわずかに相川博 由は簡単。 を「証拠」にしなかったのか? 氏の供述 うち三つは本人の では、 しかも、この① 「検閲」をパスし、 なぜ、 この論文が内閣情報局の かんじんの 前頁太字) 「自白」であり、 4の「自白」 があるだ 掲載した 細 Ш 論文 理 0

0

貴重な文書が残されていますが、そ

中に相川氏が警察署で書かされ

た

な

担当した海野普吉弁護士によって

そう書くのは、

横 浜

事件

は「共産党再建の司令的論文」 長文の手記があり、そこで細川論文

だっ

きめつけたのです 明できなかったということです。 に細川論文を「共 そこでかわりに相川氏の「供 「証拠」とし、それによって間 産党の論文」と 述

接、

構造 判決の「 ちてしまうのです 法性』が否定されてしまえば、 たと述べられているからです。 したがって、この細川論文の (証拠構造) 犯罪事実」 は 根底から崩 (1)に関する論 論理 小野 れ落 違

つま

となったという「風見調書」 円を贈ったが、 氏の盟友だった風見章氏 されるはずです。 という判決の不当 無罪なのに、二〇円の贈り主が有罪 れています。 内閣書記官長) れも「海野文書」の中に、 次に する二〇円の見舞い金です 犯罪 事 が同夫人に一〇〇〇 ○○○円の贈り主が 取り調べのすえ無罪 実 性は、 (2)0 難なく論破 細 (元・近衛 細川嘉六 Ш が残さ が、 夫人に

### 研 新 究者の 証 拠は 協 細 力を得て 川論文」

3 以上みたように、 「原判決」 のカギとなっている 小野康人氏に対

として、 この訴訟は 継ぐ 科 横 書訴 浜 第二 地 訟 裁 ではい 「家永訴訟 の教科書 が進行中 ま、 横 裁判 を受 この 隆司先生です ておられるのが、 『求の弁護団事務局長 大弁護団の大黒柱となっ

を構成

さんが参加されていますが きました。 一二五名もの弁護士のみな この横浜教科 訴訟には 実 先生方によってになわれま W ただくことができました。 新弁護団の事務局は左記

なって提訴され、 筑波大付属高校教諭が原告と 11月と公判が開かれて 横浜在住の高嶋伸欣 すでに今年 より、 生に加え、 メンバーだった岩橋、 ▼その大川先生の呼びかけ 諸先生に弁護団へ参加してい 第1次のさいの弁護 新たに若手の弁護士 第1次再審 間 · 大 部先 寸 13

司弁護士

の活躍をご期待ください。 11月末現在)。 ″若い弁護

す。 团

本田 間部 俊明 敏幸 宣隆 11 11

11

山本 みさ子 行 11

11

渡辺 11

> り直 か、 拠」として提出し、 す なかったのを逆手にとって、 第二 は 川論文です。 原判決が 今回の方針です。 細 L 次再審請求のカギとなるの 川論文であり、 (再審) を求めるとい 「証拠」として採 そこでこの細川 改めて裁判のや を突き崩 新 うの 用 論 証

する会」 業としてすすめていきたいと考えて 代史関係の研究者の協力を得て、 文』とすることはできない、 維持法下でもこの論文を めて細川論文を検討し、 鑑定書」の作成を、 ます。その「鑑定書」を付けて、 川論文を「新証拠」に、 そこで、 一求を申し立てる予定です 事務局は、 原告団、 治安維 弁護団 当面最大の 13 第二次 ″違法 かに治安 持法や現 と「支援 とい 改 再 7

とになります。 求の運動も、 すめられています。 題など、 軍慰安婦問題や七三一 現代史の見直 その一 横浜事件 環に位置 発掘 部 づくこ 再審請 隊の がす 間

ためにさしあたり、 たします。 どうか今後とも、 ・ご協力ください 一来年10月) 会費の納入をお (支援する会・事務局 この ますよう、 新年 運 度 動 (今年 にご参 その

# 細 川嘉六「世界史の動向と日本」のあらま

玉 七 論壇ではヒステリックな神がかりの も敗戦の坂を転がりはじめていたの 初空襲があり、 ものである。この年の四 う大論文であるため、連載となった を信じこんでい 海戦で日本は大敗北を喫 載された。 (一九四三) 題 国民には何ひとつ事実は知ら 0 「大本営発表」によって勝 的主 論 文は、『改造』 四百字詰一六〇枚とい 一張ばかりが横行してい 年八月 六月にはミッドウェ た時期であっ 号、 |月には東京 0 九 几月号に 昭和 早く た。

×

七が九月号) (節の見出しはない。括弧内は要約者(節の見出しはない。括弧内は要約者

ものであり、 人類史上未曾有の危機がも 経験と知識をはるかに超える 一(序論 H 現 清日露や第一 在 0 111: 界 たらした 情 次 勢 大戦 は ₩.

> が、 戦 義と衝突するインド内部の をも含んでいる。また戦争回 第 五裂となっている。こういう現 京政府と重慶政 ル だけでなく、 界 逼迫力」がある きたが崩壊 13 派と回教連盟派等、 がは二つつ 争であるばかりか、 政 次大戦以上の る。今次大戦は資本主義列強間 今次大戦では戦争中にお 国際連盟や諸条約がつくられて 府、 次大戦時では ナチと国外の反対勢力、 の対立 してしまった。 ヴィシー政府とドゴ 府、 玉 陣営に分裂して 戦後に表われ イギリス帝 諸国内乱、 一際対立の深刻と 社会主義 ここに第 玉 民会議 こっ 避 儿 のた 象は ソ連 玉 いる 南 7 た 0 分

るの てやまない文明に相 ならし 化の創造と発展」 まきおこしつつ解決を求められてい 的発展を基礎とするものだ。 これらは現在の しめた世 T. 界規 年 にわたって発展 である。 模におけ 111: 応す 界戦争を不可 バベき世 る世 H 混 一本の将 界文 乱を 界史

恐慌という要因)。

現

代世

界

n

現

世界戦争まで、

各国

指導層は

世:

界

強

の対立

第

次

大戦

起され」 ジプト、 では「 主義はご 発展させてきたが、 至って初めて世界的 文化との調整問題が、 歴史において続成発展したる文明と は偶発事件ではなく、 | (第二次大戦の世界史的背景 界史的発展の根本問題を検討したい。 と世界政策の基礎固めのために、 十億民心」を納得させる政治的 れない。「大東亜に限らず全世 来をめぐっ 力である。 へと社会組織を発展させ、 次世界大戦さらに現在の世界大戦 世紀においていちじるし 民族的死活」 111 間 メソポタミア以 たということだ。人類は 界規模となり、 植 生産力はその発展に伴 闘 民地をめ 隷制、 争激化 抽 象的 の問題は解 封 その基礎は 規模において提 をも ぐる列 建制、 第二十世紀に 人類六千年 独善 史上空前 来、 たら とくに一 的 資本制 文明 強 理 の闘 した 資 良識 生 界 第 #: 論 を 産 I 0

る。 層は、 ウィ ある。 学・技術の発展を基盤としつつ、 ク、ルソー、 ことだ。 き文化の建 進歩に相応する文化の建 なき科学とその技術への応用とその 电 化 問題を出現させる。 盾 盾 答が導かれている。 懐疑と絶望は、 五の いう解答や、 現代の根 科学を窒息せしむべきである」 力年計 重大要因としてその発展に努力、 の関係問題 は、 学発展を中 面 リアン族 という主 するの 平等を要求するものである。 ンの進化論等は、 九一 不可避的 科学の無限の発展は国家将来 解決できない矛盾 質的 ル 画を遂行した。 ンス以 本問題は停止するところ 七年に建国したソ連指導 は ター 経 がは神 全体主義戦争とい ベンサムの主張、 張がなされ は、 核とする現 という任 済 欧米にひろがりつつ の宗教改 来の文明と文化の矛 的 ルネサ 0 基 現 神 文 寵 後者の 礎 問題 的 務 13 代の文明と文 児 0 ンス以 てい だが一 方面に重大 13 代文明へ ず に対 設」にあ 革 発 であ 相 (ヒトラ ため 元展と矛 る。 n かに遂 応す う解 来の B T 口 方、 自科 0 1 "

地半

植

民

地における近代民

主

平和的 連 史上空前 た英米仏はド 決 発 る あったが、 ナチスを出 決の美名 またこの いへの圧 ではな 決でなく、 る反帝国 想外 车 (ソ連の発展という要因) 来たるべき大戦は対ソ 間 しながら、 独立には エジプト、 かか |解決の不可能から惹起され 同 ーラン の世界事態は以上につきるも 点を批 諸 時に英米仏相互も対立してき 迫は強化され、 強 かい 実際にはソ連との理論的 もとで、 F, 民族 現させ 法 実 主義闘争は激 列強の死活的利害関係 独 和 夫績 と成 7 イツを圧迫、 連 目 玉 ウィ なっ しもくれ イン 他 お 政 連は数次の 判 セ 戦 の工業化と文 策におい た。 して 方ではアイ 相 1+ ルビア等 F, 13 かえって弱小 チチ 果をあげ ルソンらは 7 る お Н な 10 諸 る。 フィ 産 工 け 化 本をも抑圧 植 61 民 、戦との説も 1) 業 ても世 その結果 した。 る 族 Ŧi. 民 Ö 力年計 最近 民族自 孫文も ールラン 独立 合 つつつ 1) 抗 地 > 0 化的 ピン た。 が理 にお 戦 平 あ ま 民 方 指 化 際 界 等

> 7 止

七

もに、 としてい ジプト等も しつつあ 政 をすす 革 那 P 策、 新が 革 命 インド、 8 1 国 0 族政 る中 る。 j んでい 新疆省等で急速な近 響 展 支那 族的 策等は 玉 0 もとに、 アフ 一共産党の る。 民 主 第 ガニスタン、 張 族 支那社会を変革 を貫徹 独立運 また国 次 農村 1 ル 一共合作 コ、 とロ 動 . しよう 代化 ととと 工 4 E

0

知

てきた。

玉

と文

化

調

整

間

でに 連同 る特徴は、 なき対 0 にお 111 年にわたる世 大発展とである」。 の同じく世界 (展望と提 新民 1 過程の中で「英米等にお 界から敵 労 iv 働争議 1+ コ、 寸. È る の激化と、 資本主義世界におけ イラン、 挙 視され 義 は勃発 界情 玉 運 的 動 的 重 第 無視 の発展沈静さら 勢 な インド、 し」「インド、 現 これに呼 0 反帝 問 在 展開に 次 せら 題 の世 大戦 とし 玉 12 n 主 支那 てす 界 たソ る停 お 応 後 て、 戦 義 17

等

族 U 不 並 展開され 義、 支 そ 運なことには、 びにアジア諸 那 独立平 等に てきたことで、 0 民主主 亜 7 お 流 等の いる ける全民族 た 義 る 要求を理 0 0) 欧 族 新 進 米帝 未曾 の将 路 興日 0 を 0) ため 解 玉 来にとって 有 反帝 主義 本は 0 し得なか 支那 路 興 私に学 自己 起 玉 驀 民 進 か 主

> やに るも ける真実の 族 迎し協 世更 ば 1 ても最も潑 0 12 族 となくしては、 強力なる動 0 ために なら 世 が大和民族をその からざる が過去の 界 湧 建 かかっ 出 雄 界 のではな 情 設 勢の な 力するや否や する政策を発展せし 渾なる政 史上空前 支那 は、 ている」。 前っそ 溂 旧 う 大革新なく 事 慢を打 たる若さー 止 その 変 若さを 治思潮それ す の史的 かなる苦難 0 発 るところなき広 (以上に 収 は、 破 指 東 Ħ 展 その 導者 拾 獲 L に即 亜 的 とい 発 を達 得 7 + 政 展 大胆 に大和 実現 より しなけ むるや否 億 内 として歓 応するこ がをなめ 策樹 政にお を 0 成 た 12 し得 不敵 し得 強 把 諸 現 n 力 握 民 民

争 13

が支 然帝 際的 7 解乏しく、 7 に反 玉 細 書 配 玉 事情特にその 指 際会してお 次世界大戦 Ш 「大東亜 導層並 氏はこ 対 的 主 10 義 たとのべ アジア 的 その n 思 び 戦 0) ます 想乃至 に国民 るにかかわ は事態容易なら 争勃発とともに今次 論 蒙をひ 問 111 文 ている 界 題 0 0 非 史 12 執 科学 6 的 般 筆 0 らず、 はこの 11 動 動 か か 的思想 ても かる傾 機につ 細 んとし 向 に理 川嘉 X 依 玉 わ 木

> という 義運 全編 読ま そしてこ 比は、 政 植 文に当てはまる。 14 つは 細 の見通 堂 策の分析など、 民 範 専 読者に 密室にお 獄 Ш 地に 動 門家として、 を ね 中 か 々と対 かい 感想に ばなら 時 0 通 製するも 調 驚 民 ある おける れらの 適確に把握 大きな感銘を与えたであろ 0) しを鋭く指 読 < 族 して、 応 問 共感せ 般 X 13 きも 不 L 独立運 題 は 感想はその 玉 B た 圧 当時 第六節の 中 民 0 だ かし 出 巻の 外 国共 0 の無知、 細 摘 L ざるを得な 版 交、 III 動、 していること 0 迫力がある。 (家 嘉六が (森 戦 世 産党の農村 永永三 植 後 界 植 獄 注 新民主主 まま本論 川金寿) 民問 民地半 無力に の将来 意して を伴 情 中 高 調 勢を 郎 13 書 題

を排し、 章である うことは想像に (コミンテ 活 0 本論文は に いう 共 す 動 (産主 を る 体変革、 が、 政 0 ル 行 府の は 義 ンと 為 的 同 独 を 善的国粋主 難くな 官 啓蒙に努むる等諸 論文を執筆 政 H もつ 私 な 策を 憲 有 側 共 財 て前記 (産党) 批判する 61 産否定) 公公 言 この して 義 訴 両 的 が 本進 事 よう かり H 結 大文 議論  $\neg$ 

### ●再審請求人

### 小野 貞

礼申し上げます。 温かい御励ましと御援助に厚く御 る会」会員の皆様に、今日までの た「横浜事件・再審裁判を支援す 私たちを御支援くださいまし

と存じ、 て皆様の御支援をお願い致したい 方がお運びくださいますが、 提出の準備にとりかかりましたの 今度、 裁判については弁護士の先生 ようやく第二次再審請 誠におこがましいのでご 重ね

> 調べられているのか、 康人が検挙され、二年二ヵ月後に 任を拙いペンで綴りました。 つきませんでした。 保釈で帰宅するまで、 0 の理由で治安維持法違反で取 太平洋戦争下の一九四三年五月 突然、 夫の改造社員小野 私は小野

と、 察署に着替えを持って行きます 小野が留置されている横浜の警 戻って来た着衣が背から腰に

わった体験を通しての考えと青 請求人として事件に

求以来、

係

月の横 約七年に

浜事件再審 しわたっ

ざいますが、

懲役二年、 は

全く見当も 高裁で勝訴。 その後、

御招待で御馳走になった「泊」へ と出版関係の方々数十人が検挙さ ることは推察されましたし、次々 かけて多量の血にまみれておりま の親睦旅行が、共産党再建準備会 追い込まれましたから、 したから、ひどい拷問を受けてい であろうとの認識はありました。 小野が帰宅し、細川嘉六先生の る泊会議) 改造社は解散に 参加の犯 言論弾圧 でしたが、 であり、

間もなく一 判決言 い現わせません。 執行猶予三年でした 渡しのみで、 回限りの公判は 有罪

をかちとることができました。 特別公務員暴行傷害罪の実刑判決 浜特高を告訴し、地裁、 で、非道きわまる拷問を加えた横 んだ事件の被害者三三名は共 !」と怒りました。 小野は「でたらめな茶番劇裁判だ 犠牲の死者六名にも及 横浜特高三名に対 高裁、

者の一人、益田直彦氏の傷痕が拷問 は敗戦直後に裁判所に於て焼却処 否の判定不可能という理由の棄却 は記録不存在のため、 たことです。総体的には横浜事件 議」が判決には無く、消滅して 驚くべき事実は、横浜事件の端緒 決の取り消しを求めたものでした。 る虚偽の自白にもとづく有罪の原判 判決を「新証拠」として、 によるものと立証されたこの最高裁 したからとのこと。 再審請求によって明白になっ 九八六年の再審請求は、 事件の核とされた「泊会 なんと、 記録の不存在 原判決の正 拷問によ 被害

> とは高裁が認めました。 人たちにも拷問が加えられたこ 益田氏以外

料発掘に取り組んでくださり、 る資料も若干発掘できました。 の御協力をいただいて、傍証とな の識者、専門の大学教授の方々等 支援する会事務局

正をしたというのは、 ります。又、 比較すると、 揃っているのは小野康人のみで 請 様への二〇円の見舞い金にしても、 犯罪とすることこそ異常です まったく常識の範囲であり、 でであり、 れば仕事として当然のことをしたま 一項目の一つ、 辛うじて残存している、九名の 求人の資料は、予審終結決定 小野の予審終結決定と判決とを 判決二で、そのうち両方とも もう一つの細川先生の奥 有罪とされた犯罪事実 相互に重大な矛盾があ 細川先生の論文の校 編集部員であ

料を湮滅されたからで、 のは偶然であって、 同じです。私が請求名義人になる 集団の事件です。一人の理が全員 件の冤罪を訴えるものです。 に通ずるのは、 横浜事件は小野個人ではなく、 できないのは、 益田氏の例と全く 実質は横浜事 残念です。



(いわゆ

と聞

た時の気持は

という以外の言葉で

して正当な裁判が成立するもので

いま改めて思うこと

ネス・マツムラ君が小樽商大の荻野 実」を究明するために来日したジャ

富士夫助教授の協力を得て発見した

で無条件降伏して、

いつ米軍

-が上陸

代を語る座談会』

(昭和35年12

貴重な証

拠書類

Щ

崎嚴内務大臣時

自治大学校史料編集室作成)

が

ハッキ 月5日

明している通り、

日本が前大戦

## 裁 判 所 が犯 した犯罪は誰が裁くのか ?

木村 亨

### な いの 判記録の 焼 却は犯 罪じ

れた。 から調べようがない、 ように記している。 起こした再審裁判の第一次請求は 審とも、 たち横浜事件被害者 横浜地裁の一 訴訟記 審判 録が存在しない として棄却さ 決では が八年 次の 前

ざ日本の大学院へ の証拠湮滅を明確に証言している。 昨年、 われる」 ない無責任きわまる言葉で、 まるで他人ごとのような主語 カナダの大学院からわざわ 「横浜事件の真 自ら

> き捨ててしまっていたのである。 す てはまずいので、 (戦争 II る かも 犯 罪 しれない に係わる文書を取ら 降伏前に早くも から、 戦争責 焼 n 任

### 0 として横浜事件を判決した 訴訟記録もなしに何を根拠 か?

ある。 から、 受ける権利』を奪い去ったのである 玉 考え方を取り入れようとする有力な 反する罪』 ンベルク国際軍事裁判などの『人道 に、『ユス・コー 安婦問題など戦 争犯罪の証拠湮滅のために に、「裁判所を含む 際法理論も出てきている」 森川弁護団 (中略) 司法はその責任をとるべきで に該当する補償法理論) また、 長 が指 後補償請 ゲンス 国家権力が、 脂語され 最近は従軍慰 (= = 求の法 『裁判を たよう (第二 1 戦 理 ル

> い。「横浜事件を考える会」 つけてゆくが、それだけでは足りな で第二次、 ーゲンス」『支援する会』 次再審請求のための法理論 もちろん私たちはこれからも国内 第三次の再審請求をつき 会報22号参照 -ユス・ が 91 年

外にわたって追及し、 から毎 てゆかねばならない 重大な人権侵害の権力犯罪を国 もさらに強化 際人権小委員会への提訴をこれ 年行なってきたジュ 横浜事件にみた 弾劾しつ づ の内 から ブ 玉

# 畠 记规報告

小

野貞

さんへのひとこと

(文責=事務局)

ح

求

原

告団

の 方

Þ

の

気づく。 は た私たちへの判決は一体何を根 も経った九月十五日になって行われ して行なったものか、 ていたのならば、 ないか? 私 はさらにもっと重大な矛盾 もしも訴訟記録を既に捨て 全面降伏後ひと月 全く不思議で 拠と 点に

記録は焼却処分にされたことが窺

いわゆる横浜事件関係の事件

太平洋戦争が敗北に終

b

0

米軍の進

駐

が迫っ

た混

乱期 た直

# 青山房子さん

二十日退院されました。 ましたが、 爿 + 四日 順調に回復されて十一月 胆石の手術を受けられ

います。 こして逝った主人も喜んでいると思 小野さんへー 小野さんの勝利は皆のもの - この闘いに心をの

### JII 田定子さん

せん。 11 のお声はとてもお元気そうでした。 はありません」とのことです。 不自由ですが、 小野さんへ-変らず血 大変でしょうが頑張って下さ 圧 他の所は別に悪 が高くて少し足 遠くて何もできま 電話 い所

# ●気賀すみさん

うです。 り再審請求はやった方が良いと思 歩をするよう心掛けているそうです。 ますが、 ています。 洋ランもきれいに花を咲かせているよ えられます。心の空洞を埋めるには つお元気になられ、温室で育てている まだ充分とはいえませんが、 小野さんへ— 十二月一日にご主人の一 ひざの関節が少し痛むので散 頑張って下さ 気苦労も多いことと思 ―一人でも可能な限 周忌を迎 私たちも 少しず

# 小林英三郎さん

緒に頑張ります

事務局会議へもお出掛け下さり、 まのところ順調です」とのことで、 特に変ったこともなく体調も

兀

気でいら

しゃ

ます

お 願 してゆきましょう。 かない 小野さん 具 いすべ 体的に僕等 へきだっ が、 孤立感のな 僕等 か たのかも か何をすべきか思たのかも知れな が小 野 おさん よう

### 畑 中繁雄さん

りご冥福をお がいしたいと思っておりました。 下さり、 で差し入れにゆかれた事などをお話し は、思いもよりませんでした。 そうだっ と病気がちの畑中さんにくらべお元気 くなりになりました。どちらかという 九 月 + お目にかかって詳しくおうか た奥様がお亡くなりになると H に奥様が 祈り申し上げ 肝 臓ガンでお お電話 心よ

# 平館とし子さん

その中の遺稿には横浜事件につ しゃっていました。 忘れっぽくなってしまって」とお かれたもの 悼文集がこの夏発刊されまし の 十 月で八五歳になられ 神経痛で大変なんです。 がありま 平館利雄さんの まし 13

せんが応援します。 野さんへ 私はもう何 頑張って下さ も出 来

### 会 員 0 声

りを紹介させてい (=事務 事 務 局 お寄せくださっ ただきます たお 文 便

### 次再審 請 求ご苦労様 です

を祈ります。 を思うとこのままではおきません。 す カンパを送ります。 様に存じます。 かと心配です。 も時を経てかすんでくるのじゃない をされていたのです 13 んがんばって下さ ます。 みさんご主人の逝去お気 中おみまい申し上げ 六年以上も寝たきりの 第二次再審はご苦労 根のいる仕事、 61 から、 皆さんのご健勝 戸 あ 部 の当時の 横浜事件 0 宗七郎 毒に思 皆さ 看 事 賀 病

# ●どうか頑張って下さい−

さい 基だと思 玉 きっちりとした結論を出 ま の政治体質が現在の泥まみれの せ。 不順 ・ます。 の日 どうか頑張って下 々。 浅尾 皆樣御大切 さなな 充子) 5

0

### 百 D 出 町 0 ゴミ 加 理 場 問題

です たします。 もれ、 が出され、 皆様方の御努力には本当 今都の最終ゴミ処 また第 行政という 私の住んでいる日 反対 運 処 か 動をして 権力の 理 理 立場を作 場 る日の出町の出町 力 11 るの る子

あぐり

吉田

杜

夫

木

下

司 子

高木健次郎

**公月** 

浅尾

充子

(五月)

安江

淳

月

5

忠か

カ

パンパを寄:

方せ

敬

称

略

Z

る現 ています でも見習ってやっていきたいと思 在です。 步 歩 追 皆さんの 13 0 められ 頑 田 張りを少し 7 行 富久子 7

# 歴史の点検

黙す 健 闘 るような思いです。 ま だまだ終りがないようです。 と御 健勝 をお祈りいたしま 口々村 史の点検

日 ŧ 早 ・い名誉 復を祈ります—

りました。 御成果を心から 復に至ります様。 が明らかとなり、一 ないその一 てはならないと真 しても恐るべきあやまちを繰 音が聞えて参ります様な昨今、 方ご自愛下さいませ。 七三二 気候不順の折柄くれぐれも皆様 問 題等も、 部隊や つとして、 横浜事件もあってはなら やっと報じら 強制 お 関係資料 、実が証明される事 祈り申し上げま 日も早く名誉回 連行 隠され 再び危険な足 従 御調 恢返させ た真実 れて参 軍慰安 何と 查

〒101 千代田区猿楽町1-4-8 松村ビル402 横浜事件・再審裁判を支援する会

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

- 郵 便 振 替 東京3-150641 振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所 など必要事項をご記入のうえ、お振り込
- 銀 行 振 込 富士銀行九段支店 普通預金口座1478864「横浜事件再審裁 判を支援する会」

原満三

尚

田

几 一十八回目 0 終 戦 記 念日 がきて、

事務局

を望みつつ……。 (斉藤 美智 子

取野

### 入会申込・会費納入先

**7** 03-3291-8066

久子 池  $\mathbb{H}$ 剛 部宗七 △ ○月> 七 岩波労組 か 月 大槻 郎 永倉あ 〈八月〉 允 通 夫 月 13 子 中 後藤みな 春 村忠 名

○第一 よ第二次請 上げます でのご支援を改めて心から御 h から二年八か月経ちまし みを開 の裁判記録を中心に具 支援する会の発足以来、 次請 始 求 求 す へむけ、 0 ることが決 最高 裁 故小野 棄 八体的 た。 まり 却 これ 康人さ 礼 な 10 まし 決定 申 取 ょ

ほど、 度に入り 〇十一月 どうぞよろしくお願 )ます。 から、 ひきつ 新たな会費 づきご支 更 新 たし 援 0)